

**令和4年4月18日から
住宅リフォーム支援事業補助金交付申請の受付を開始します。
<補助金総額1,000万円>**

住宅リフォームのQ&A



Q1 どんな住宅が申請できるの？

A1 町内にある専用住宅、併用住宅（住宅部分）、共同住宅の改修です。

Q2 施工業者はどこでもいいの？

A2 町内に事業所、営業所がある法人及び個人事業者に限ります。

Q3 毎年申請ができるの？

A3 令和元年度から令和4年度までの期間に同一住宅1回限りで、1人で貸家など複数の住宅を所有している人は2棟までです。

（※令和元年度から令和3年度の間はこの補助金を受けた住宅は、補助対象から外れます。）

Q4 どんな人が申請できるの？

A4 住宅の所有者で、町内に住民票があって、かつ居住していること、貸家住宅については、現に居住している人がいること、このほか町税等の滞納が無いことなど、いろいろ要件があるので詳しくは担当係までお問い合わせください。

Q5 補助金の額は？

A5 10万円以上の工事で、工事費の25%です。ただし、補助金の上限は25万円です。

Q6 補助金は現金でもらえるの？

A6 補助金のうち、5分の1を商品券、残りを現金で支払います。

（例 工事費 10万円 補助金 25,000円 内訳 商品券 5,000円 現金 20,000円）

Q7 申請には何が必要なの？

A7 ①申請書②工事前の写真③見積書等④同意書⑤住民票⑥住宅の所有者が分かる書類 など申請からの手続きの流れは次のとおりです。（それぞれの段階で必要な書類があります。）

① 申請 ②交付決定 ③着手届 ④完了届 ⑤検査 ⑥確定通知 ⑦請求 ⑧交付
本人 → 役場 → 本人 → 役場 → 本人 → 役場

【問合わせ先】住民課住民振興係 電話 9-7750